

商品概要説明書

合併5周年記念定期（第2弾）金利

（令和7年11月5日現在適用中）

1. 商品名	・ 合併5周年記念定期貯金（第2弾）金利
2. ご利用いただける方	・ 個人のみ
3. 期間	・ 定型方式：2年 ・ 自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いとなります。
4. 預入方法 （1）預入方法 （2）預入金額 （3）預入単位	・ 一括預入 ・ 50万円以上の新規預入 ※ 書換継続の場合は10万円以上の増額 ・ 1円単位
5. 払戻方法	・ 満期日以後に一括して払い戻します。
6. 利息 （1）適用金利 （2）利払頻度 （3）計算方法 （4）税金	・ 預入時の店頭表示金利の2倍の金利を満期日まで適用します。 《令和7年11月5日 現在》 約定利率：0.450%（税引後：0.358%） 自動継続時には、「スーパー定期貯金（期間2年）」の店頭金利を当該満期日まで適用します。 ・ 預入日から1年後の応当日（中間利払日）および満期日以後に分割してお支払います。 ※中間利払日に支払う利息は、預入日から中間利払日の前日までの日数および所定の金利（約定金利×70%、小数点第4位以下切り捨て）により計算します。 ※中間払利息の支払い方法は、指定の口座へ入金する「利息振替」または中間払利息を定期預金とする「子定期」があります。 ・ 付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ・ 20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※令和19年12月31日までの適用となります。
7. 付加できる特約事項	・ 自動継続扱いのものは総合口座の担保とすることができます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率） ・ マル優（「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。 ・ 通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えてJABANKアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。

8. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 ① 6か月未満 : 解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上1年未満 : 約定利率×50% ③ 1年以上2年未満 : 約定利率×70%
9. 貯金保険制度（公的制度）	・保護対象 この貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
10. 取扱期間	令和7年11月5日（水）～令和8年1月30日（金）
11. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA支店・出張所または金融部 金融推進課（電話：0776-50-7611）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部 金融推進課またはJAバンク相談所にお申し出ください。 なお、以下の弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。 福井弁護士会（電話：0776-23-5255） 京都弁護士会（電話：075-231-2378） 愛知県弁護士会（電話：052-203-1777）
12. その他参考となる事項	・本商品は、自動化機器およびネットバンクでの取扱いはできません。

・ご不明な点は、当JA窓口までお気軽にお問い合わせください。